

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付（保証債務）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003 沿革（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付（保証債務）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003 沿革（略）</p>	
<p>（てん補危険）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、被保険者が、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。以下同じ。）<u>又はこれに準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。以下同じ。）により</u>、当該債務者の債務の不履行が生じたことによって保証債務を履行したこと</p> <p>三 保証債務に係る主たる債務者の債務の履行遅滞（第1号イからりまでの事由又は主たる債務者についての破産手続開始の決定<u>若しくはこれに準ずる事由</u>によるものを除く。）が生じたことによって保証債務を履行したことに<u>より</u>取得した求償権に基づき取得し得べき金額が求償権の取得の日から3月を経過する日までの期間にわたり回収できないこと（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	<p>（てん補危険）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、被保険者が、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。以下同じ。）により、当該債務者の債務の不履行が生じたことによって保証債務を履行したこと</p> <p>三 保証債務に係る主たる債務者の債務の履行遅滞（第1号イからりまでの事由又は主たる債務者についての破産手続開始の決定によるものを除く。）が生じたことによって保証債務を履行したことに取得した求償権に基づき取得し得べき金額が求償権の取得の日から3月を経過する日までの期間にわたり回収できないこと（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	
<p>（免責）</p>	<p>（免責）</p>	

<p>第6条 日本貿易保険は、第18条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した以下のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 主たる債務者についての破産手続開始の決定 <u>又はこれに準ずる事由</u></p> <p>ハ (略)</p>	<p>第6条 日本貿易保険は、第18条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した以下のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 主たる債務者についての破産手続開始の決定</p> <p>ハ (略)</p>	
<p>(保険契約の解除)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第18条第1項、第19条第2項、第3項、及び第9項並びに第21条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条第1号イからリまでのいずれかに該当する事由、主たる債務者についての破産手続開始の決定 <u>若しくはこれに準ずる事由</u> 又は保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	<p>(保険契約の解除)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第18条第1項、第19条第2項、第3項、及び第9項並びに第21条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条第1号イからリまでのいずれかに該当する事由 <u>のいずれかに該当する事由</u>、主たる債務者についての破産手続開始の決定又は保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		